

特待生入学試験（全科）

※特待生として合格しなかった者でも、試験の結果が良好な者は一般合格者とします。

※この入試の合格者は専願の拘束はしません。

入試の目的

経済的理由により修学が困難な者で、勉学意欲を強く持ち、学業成績が優秀な者を対象とした入試です。

特待生合格者の入学特典

1年次の入学金及び授業料を半額とします。2年次については勉学意欲が認められない場合や生活面で著しく問題のある場合を除き、継続して授業料を半額とします。

出願資格

経済的理由により修学が困難な者（P11参照）で、かつ以下のいずれかに該当する者

1. 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び平成30年3月卒業見込の者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）及び平成30年3月に修了見込の者
3. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び平成30年3月までに修了見込の者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
4. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び平成30年3月までに修了見込の者
5. 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上あること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成30年3月までに修了見込の者
6. 文部科学大臣の指定した者
7. 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
8. 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学の教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
9. 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

出願期間

平成29年11月6日（月）～平成29年11月30日（木）16時必着

入学検定料

15,000円 ※附属高校の方は別に定めますので、ご注意ください。
いったん納入された入学検定料はいかなる理由があってもこれを返還しません。

出願書類

1. 入学志願票（特待生入試用A票）・受験票（B票）・支払方法（C票）
2. 出身学校の調査書（高等学校卒業程度認定試験合格者は、当該試験の合格成績証明書）
3. 志願理由書（本学所定用紙・様式2）
4. 家計支持者一人の年収・所得金額（平成28年分）を証明する書類（P11参照）
5. 健康診断書（高等学校を平成30年3月卒業見込の者は不要、様式随意、診断項目についてはP18参照）
6. 楽譜（音楽科志願者のみ）
 - ・声楽専攻・・・伴奏用楽譜1部（コピー可）
 - ・管弦打楽器専攻及び総合音楽専攻・・・演奏用楽譜2部（コピー可）
7. 作品（音楽科志願者のみ）
 - ・作編曲専攻・・・創作した自作品を1曲提出（編曲作品は認めない）。
 - ・楽器編成・作品の形式は自由。紙媒体による楽譜を製本して提出（2部）。

試験科目

学科	試験科目		
日本語日本文学科	(1)国語		
保育科	(1)国語	(2)英語	(3)面接
音楽科	(1)国語または英語 ※1	(2)音楽理論基礎力調査（楽典）	(3)専攻別実技（P24～P26参照）

※1 2科目とも受験した場合、高得点科目を採用する。

試験日・合格発表・入学手続期間

試験日	平成29年12月10日（日）		
合格発表	平成29年12月16日（土） ※合否は本人宛に郵便で通知します		
入学手続期間	入学金	平成29年12月18日（月）～平成30年2月9日（金）16時必着	
	授業料・その他	平成29年12月18日（月）～平成30年3月9日（金）16時必着	

※いったん納入された入学金と提出された入学手続書類は、いかなる理由があってもこれを返還しません。

特待生入試 時間割

時 限	試験科目	教 科	科 目	試験方法
1時限目	集合 9:30			
1 時 限	9:50～10:50(60分)	国 語	「国語総合」	マークシート
2時限目	集合 11:00			
2 時 限	11:20～12:20(60分)	英 語	『英語コミュニケーションⅠ・ 英語コミュニケーションⅡ・英語表現Ⅰ』	マークシート
昼 休 み (60分)				
【保育科志願者】	13:20～	面接 (一人15分程度)		—
【音楽科志願者】	13:20～14:00(40分)	音楽理論基礎力調査		記述式
	14:20～	専攻別実技		—

※2時限目以降の受験者は、11:00までに集合してください。

経済的理由により修学が困難な者について

家計支持者（本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者）一人の「平成29年度所得証明書」（平成28年分収入・所得が記載されているもの）の収入・所得金額を合算した金額が以下の場合は、

- 給与・年金収入金額（課税前） 841万円以下
- その他、事業所得金額 355万円以下

ただし、給与収入、事業所得双方ある場合は、合算して総合的に判断します。また給与収入には年金等を、事業所得には不動産所得等を含みます。

なお、夫婦共働き又は同居する家族に収入があるなど他に世帯収入がある場合、家計支持者はその家計を支えている最も収入の多い者となります。

家計支持者一人の年収・所得金額（平成28年分）を証明する書類について

以下の1、2のいずれかの証明書を提出してください。

1. 市区町村役場発行の「所得証明書」（「(非)課税証明書」)

- ・平成28年分の収入・所得が記載されたもの。給与、年金、営業などの総収入、総所得、配偶者控除、扶養者控除などが記載されていること。
 - ・収入・所得金額の欄が“***”等で目隠しされているものや、課税・非課税のみの証明となっているものは不可。
 - ・無収入や非課税の場合でも総所得“0”と記載された最新の「非課税証明書」（市区町村役場発行）を提出すること
- （注）「課税証明書」の名称は市区町村で異なる場合があります。その場合は所得の種類と金額が記載されている公的証明書であれば差し支えありません。

2. 確定申告をした方は、税務署発行の「納税証明書(その2)」

- ・所得金額の証明として納税証明書の「その2」を提出してください。

源泉徴収票では、給与収入、事業所得、不動産所得等の所得の種類と総額を特定できないため、証明する書類としては使用できません。

※提出書類に虚偽があった場合は、たとえ入学後であっても、入学を取り消すことがあります。